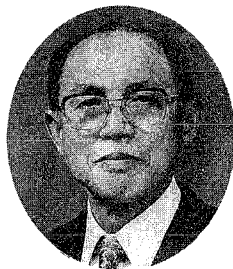


自治大臣表彰受彰

選挙管理委員会委員長

今井彌壽雄氏（天ヶ沢第二）



今井彌壽雄さん（七十二歳）が永年の選挙管理委員長としての功績が認められ、自治大臣よ

り表彰状が授与されました。昭和四十八年七月から選挙管理委員長、昭和五十六年七月から選挙管理委員長に就任されて十九年六月在職し、選挙の管理執行に尽力された功績が認められ表彰されたものです。今後も一層の活躍が期待されています。

農業委員会委員

選挙人名簿登載申請書の提出について

の提出について

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年農家の方より一月一日現在の状況を記入した申請書を一月十日迄に農業委員会へ提出していただき作成されます。

この選挙権を有する人は、次のいずれかに該当しなければなりません。

一、小須戸町に住所を有し、平成五年三月三十一日現在、年齢二十歳以上（昭和四十八年四月一日迄に生まれた者）で十アール以上の農地に耕作の業務を営む者。

〈民生委員担当地域分担表〉

氏名	住所	電話番号	担当地域
小柳 ミイ	新栄町1丁目	38-2857	大川前3 本町2.3 中央町1.2.3.4
佐藤 二三雄	新町3丁目	38-2774	大川前1.2 本町1 諏訪町1.2.3 若葉町1.2.3
萱森 キイ	本町5丁目	38-3074	本町4.5 花園町1.2 大川前4.5.6
吉田 吉平	新町2丁目	38-3433	新町1.2.3.4 雁巻町1 文京町1.2
高橋 千代子	蔵町1丁目	38-3440	新栄町1.2.3.4.5 蔵町1.2.3.4.5
成田 ノリ	うでこき2丁目	38-3377	うでこき1.2.3
白井 ミサヲ	横川浜	38-2606	横川全域
白井 重栄	小向	38-2188	小向全域
木村 敬三郎	水田	38-3129	水田全域
吉沢 松次郎	鎌倉新田	38-4650	鎌倉全域
斉藤 一策	天ヶ沢1	38-2075	天ヶ沢1.2.3
五十嵐 節	矢代田第3	38-3789	矢代田1.2.3
佐藤 弓槻子	矢代田第6	38-4025	矢代田4.5.6.7
真島 新一	矢代田第11	38-2327	矢代田8.9.10.11.12.13
養和 松男	新保第2	38-2286	新保1.2.3 中央町5
栗林 健一	竜玄新田	38-4006	竜玄全域
篠田 悦子	松ヶ丘	38-5366	松ヶ丘

民生委員が改選されました

平成四年十二月一日付で民生委員の一斉改選が行われました。任期は三年です。新しく厚生大臣より民生委員に委嘱された方々及び担当地域は左のとおりです。どうぞ、お気軽になんでも御相談ください。

厚生大臣より

感謝状

なお、この度退任された次の方々に、永年の民生委員活動を称え厚生大臣より感謝状が贈呈されました。

長谷川 淑（二十七年）
長谷川 信栄（二十一年）

保科 正子（二十一年）
川瀬 増次郎（十二年）
板谷 野エリ子（十二年）
間野 半治（九年）
本多 英雄（九年）

※（ ）は在任期間

平成五年度固定資産税

償却資産の申告をお忘れなく

固定資産税の償却資産とは、営業や農業等の事業に使用されている構築物・機械装置・工具器具・備品のことです。

このような事業用資産も毎年一月一日現在、当町において所有している個人・法人は地方税法により一月末日までに資産の名称・取得価格・取得年月・耐用年数等を申告しなければなりません。

これらに該当する方は、事前

に申告のご案内をさしあげておりますが、案内を受けていない方も申告が義務づけられておりますので期限までに役場の税務課に申告をしてください。

なお、自動車税、軽自動車税の対象となっている普通乗用車・軽自動車・バイク・農耕自動車（コンバイン・トラクター）や土地・家屋等の資産は償却資産には該当いたしません。

還付申告説明会の開催について

記

所得税の確定申告は「二月十六日から三月十五日」迄ですが、還付を受けるための申告については、期間前でも受け付けております。

日時 平成五年二月三日（水）
午前十時～ 年金受給者 医療費控除
午後一時三十分～ 住宅取得控除

場所 新津市民会館 第二会議室

税金の計算方法などでお困りの方のために、関東信越税理士会新津支部では下記により無料説明会を開催いたしますので、ぜひご利用ください。

財産をもらったとき

個人から財産をもらった時は、もらった人に贈与税がかかります。

また、会社などから財産をもらった時には、一時所得として所得税がかかります。

〔贈与税のかかる財産〕
個人から財産をもらった場合には、もらった現金、預貯金、有価証券、土地、家屋、事業用財産、貴金属、宝石、美術品などすべての財産が課税対象となります。

また、親子や夫婦など特別な関係にある人との間の金銭貸借に

はその返済について「ある時払いの催促なし」などのものが見受けられますが、このように、形式的には金銭貸借になっていても、実質的に贈与と認められるものについては贈与税の課税対象となります。

〔贈与税の計算〕
その年の1月1日から12月31日までの一年間に贈与を受けた財産の合計額が60万円を超えた部分について贈与税がかかります。

〔贈与税の配偶者控除〕
夫婦間での居住用不動産などの贈与があったときは、婚姻期間が20年以上など、一定の要件を満たした場合には基礎控除の60万円のほかに配偶者控除として最高2000万円までが課税価格から差し引かれます。

なお、この贈与税の配偶者控除は同一配偶者間において、一生に一度しか受けられません。

〔住宅取得資金の贈与についての税額計算の特例〕
父母又は祖父母から、住宅資金の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の年間所得が1000万円以下など一定の要件を満たせば、贈与を受けた住宅資金の



うち500万円までの部分について、5分5乗方式（贈与を受けた財産の価格の5分の1相当額を基に税額を計算し、税額を5倍して納税額を算出する方法）により贈与税額を計算する特例があります。この特例を受けますと、300万円までの住宅資金の贈与には、贈与税がかかりません。

なお、この特例を受けるためには、贈与税の申告書にこの特例を受ける旨を記載するとともに一定の書類を添付しなければなりません。

〔贈与税の申告と納税〕
贈与税の申告は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に、贈与を受けた方の住所地の税務署にすることになっております。

贈与税の納期限は申告期限と同じ3月15日です。

ただし、贈与税額が10万円を超えていて一時に納付することができないときは、担保を提供して5年以内の年賦で延納で納める延納の制度があります。

この場合、延納期間中、年6.6%の割合で利子税がかかります。